

# 海外労働事情

## イギリス

### 新たな年金制度「国民年金貯蓄制度(NPSS)」の概要を発表

イギリスの国民保険制度は、一九四二年のペバリッジ報告に基づき、一九四六年の国民保険法及び国民保険(業務災害)法の成立によって確立された。公的年金の部分では、七五年社会保障年金法の成立に伴う付加年金(所得比例年金)の導入など数次の改正を経た。

七九年に成立したサッチャー政権は、付加年金の給付水準を段階的に引き下げるとともに、適用除外(1)制度の範囲の拡大などの大幅な見直しを図るなど、脱公的年金促進策を積極的に推進した。この結果、公的年金における財政上の問題は比較的小さいといわれるものの、老後生活の保障機能は十分とはいえないことから、ブレア政権は中・低所得者層の年金充実をはかる改革を推し進めた。

○六年二月に出された白書では、職域年金未加入者を対象とする老後資金の積み立て促進策として新たに「国民年金貯蓄制度(NPSS=National Pensions Saving Scheme)」を開始することが盛り込まれた。本報告

では、NPSS導入までの背景とその概要について紹介する。

#### 国民年金貯蓄制度導入の背景

イギリスの公的年金制度は、二階建てで、一階部分は被用者と自営業者を対象とする共通の基礎年金となつている。被用者はその上で、二階部分の年金として①所得比例である国家第二年金②職域年金③個人年金④ステークホルダー年金⑤のいずれかを選択する。年金の民営化が進んだ結果、現在では多くの被用者が国家第二年金から個人年金への転換を進めており、各年金の加入率は、①国家第二年金(三四%)②職域年金(四〇%)③個人年金(同二六%)となつている。

この結果国家第二年金の加入者は、職域年金の適用がない零細企業に勤務し、かつ個人年金に加入する余裕のない一部の者という状況になつている。

しかし、基礎年金の満額支給額は、週当たり八二・〇五ポンド(約一万七〇〇〇円)と低く、国家第二年金も平均所得額の四〇%水準程度の支給に止まることから、これに依存する高齢者にとって大きな問題となつている。二〇四六年までに支給開始年齢を六八歳に引き上げが予定されていることから、雇用年金

省(DWP)の諮問機関である年金委員会を中心に、低所得者の退職後所得の安定をはかる制度の導入を含めた年金制度の見直しの議論が進められてきた。

○六年四月、同委員会はNPSSの新設などを目玉とする年金改革案を政府に提出、今回の制度改革案に大きく反映された。

#### 国民年金貯蓄制度の概要

二〇一二年に導入予定のNPSSは、職域年金未加入者を強制的に加入させることによつて、低所得者の老後資金の積み立てを促進するねらいがある。財源は被用者本人と事業主がそれぞれ税引き後所得(年間五〇〇〇〜三万三五千ポンド)の四〇%、三%を保険料として負担し、政府が減税措置の形で一%を提出することでまかなわれる。最大一〇〇万人が年間四〇〜五〇億ポンドを積み立てることにより、平均所得の一五%水準まで支給が確保されるとしている。

NPSS導入に伴う事業主のコストは年間約二八億ポンド、賃金支払額の約〇・七%にのぼると見られ、中小企業はNPSS保険料の強制拠出に反発。政府は負担軽減のため保険料を、三年かけて段階的に三%に引きあげるとしたが、英国産業連盟(CBI)、技術者雇用者連盟(E

EF)、小企業連盟(FSB)は、支援策が不十分として、追加支援がなければ社会保険料負担の切り下げ要求を検討すると示唆した。一方、全国年金基金協会(NAPF)も「より充実した職域年金制度を持つ企業がNPSSに合わせて切り下げを行なう可能性が高い」としてNPSS導入によるマイナス面を指摘している。

#### 【注】

1 一定の要件を満たした私的年金(職域年金、個人年金、ステークホルダー年金)に加入する被用者に対して、国家第二年金を脱退することを認め、私的年金によつて給付を代替させる制度。

2 基礎年金の付加年金制度。

3 企業年金に当たるが、民間の被用者に加え、公務員も対象。

4 毎年の保険料拠出に上限を設けるとともに、管理手数料に上限を設け、中低所得者に加入しやすいものとした確定拠出型の企業・個人年金制度。(国際研究部 淀川京子)

## スウェーデン

### 雇用省が独立して発足

昨年九月の総選挙の結果、政

権が交代した。これを受けて二〇〇七年一月、省庁再編が行なわれ、文化省、移民統合・ジェンダー平等省とともに、雇用省が発足した。雇用関連の行政機関は一九九〇年代半ば以降、産業、雇用、通信の三つの分野を統合された形で産業・雇用・通信交通省が担当してきた。今回の再編で独立することとなった。新しく発足した雇用省の職員数は約九〇人で、予算規模は六三四億八〇〇万クローナである。主な内訳は労働市場関連予算として、六二五億八〇〇万クローナ、職業生活関連予算として、九億クローナである。

雇用大臣には、産業・雇用・通信交通省時代に雇用担当をしていた保守党のスペン・オットー・リットリン氏が引き続き就任した。大臣は「すべて労働意欲をもつ人々が労働市場において排除されることがないようにしなければならぬ。労働市場政策を、仕事に対して明確に焦点を当てたものに革新し、労働市場から遠く離れたところにいる人々のための効果的な方策を実行する」とのメッセージをホームページ上に掲載している。

ちなみに同じく新たに発足した移民統合・ジェンダー平等省にはアフリカ出身者のニヤムコ・サブニ氏が黒人として初入閣を果たした。この省では民族的な差別の是正や、都市問題、すなわち地域的社会的な分断化の問

題、若年者問題についても取り組むことになる。

【参考】

スウェーデン雇用省ホームページ <http://www.sweden.gov.se/sb/d/8281>  
 Christian Brat (2007), Report for JILPT on Sweden—January 2007.  
 移民統合・ジェンダー平等省 ホームページ <http://www.sweden.gov.se/sb/d/8366>  
 一スウェーデンクロナール一七・二九円（〇七年二月五日現在）（国際研究部 北澤謙）

オランダ

二〇〇六年第4四半期の失業者数、三年ぶりに四〇万人を下回る

二〇〇六年第4四半期の平均

年	期間	失業率 (%)	前年同期比		失業者数 (千人)
			季節調整前 (千人)	増減 (千人)	
2006	10-12月	5.0	377	-70	394
	7-9月	5.4	407	-69	413
	4-6月	5.5	407	-85	408
	1-3月	6.2	460	-56	436
2005	10-12月	6.0	447	-26	464
	7-9月	6.4	476	20	484
	4-6月	6.7	492	6	491
	1-3月	7.0	516	13	492
2004	10-12月	6.4	472	49	491
年平均	2006	5.5	413	-70	
	2005	6.5	483	4	
	2004	6.5	479	80	
	2003	5.4	399	97	
	2002	4.1	302	50	
	2001	3.5	252	-18	

出所：オランダ統計局

		年齢階層別失業者数 (単位：千人)				合計
		15-24歳	25-44歳	45-64歳	合計	
(年間平均失業率、単位：%)						
男性	2006	43	80	69	191	
	2005	56	107	75	238	
	2004	63	114	69	246	
女性	2006	48	108	66	222	
	2005	55	126	64	245	
	2004	56	120	57	233	
合計	2006	91	187	134	413	
	2005	112	233	138	483	
	2004	119	234	126	479	
(年間平均失業率、%)						
男性	2006	9.6	3.7	4.2	4.5	
	2005	12.5	4.9	4.7	5.6	
	2004	13.5	5.1	4.5	5.8	
女性	2006	11.9	6.1	6.0	6.8	
	2005	13.6	7.2	6.2	7.7	
	2004	13.6	6.9	5.8	7.4	
合計	2006	10.7	4.8	4.9	5.5	
	2005	13.1	5.9	5.3	6.5	
	2004	13.5	5.9	5.0	6.5	

出所：オランダ統計局

失業者数（季節調整済）は、第3四半期より一万九〇〇〇人減少し、三九万四〇〇〇人となった。四半期の失業者数が四〇万人を下回るのは、三年ぶりのことである。〇六年第4四半期の失業率は五・〇％であった（前年同期は六・〇％）。

〇六年の平均失業者数（季節調整済）は、上半期に月平均九〇〇〇人減少し、第2四半期は四〇万八〇〇〇人となった。夏期には失業率が四万三〇〇〇人まで上昇したが、その後再び減少に転じ、第4四半期には三九万四〇〇〇人まで低下した。

〇六年通期の平均失業者数は、前年を七万人下回る、四一万三〇〇〇人。平均失業率は、〇四年および〇五年の六・五％から、五・五％に低下した。

〇六年には、女性よりも男性の方が、より多く労働市場に参

中国

「高齢化対策事業白書」発表される

二〇〇六年二月、国務院は、

入した。男性の失業者数は前年比四万七〇〇〇人減の一九万一〇〇〇人、女性は前年比二万三〇〇〇人減の二万二〇〇〇人であった。また、〇六年の失業者数は、すべての年齢層で減少した。中でも二五〜四四歳層の失業者数は、四万六〇〇〇人の顕著な減少を示し、一八万七〇〇〇人となった。若者（一五〜二四歳層）の失業者数は九万一〇〇〇人と、前年より二万一〇〇〇人減少した。四五歳以上の失業者数は四〇〇〇人減少して、一三万四〇〇〇人となった。

【出所】オランダ統計局

中国における高齢化の現状を白書として取りまとめ発表した。白書によると、二〇〇五年末の中国における六〇歳以上の高齢者人口は、総人口の一一％にあたる一・四四億人に達している。また、今後、毎年総人口の三％のあたると推計されている。

高齢化社会のシステム構築を

近年経済発展の目覚ましい中国ではあるが、総体で見ると、まだ、世界的にみて最大規模の発展途上国である。高齢人口の増加と今後一層の高齢化の加速は、いかに現状を改善し、高齢者の合法的な権益を保障していかという重大な問題を含んでおり、社会経済の発展が直面する重大な課題といえる。

それら課題を乗り越えるためには、何らかの戦略的措置を講じる必要が認識されている。しかし、同時に、今回の白書では、高齢者自身も社会経済発展の成果を享受できる社会の実現が積極的の目標として示されている。これについては高齢化社会のシステムはいかにあるべきかが問われる今日、高齢者に手厚い社会建設のモデルとして期待を呼び起こすものでもある。

発表された「高齢化対策事業白書」から、高齢者の生活保障と保護の観点を中心に紹介する。

高齢化事業の展開目標

中国国政府は、今年から始める「第一次五カ年計画」のもと、科学発展観の全面的展開を提唱しているが、高齢化社会を乗り越えていくための諸政策をそういつた社会発展事業のひとつとして位置づけている。すなわち、高齢化事業の展開を「社会経済の統括的発展、社会主義と調和社会実現に向けた重要な要素」と認識し、経済、法律、行政的手段を全面的に活用することで高齢化事業を展開、推進していくことを宣言している。

「高齢者に安心の生活と医療を。高齢者に学び、高齢者自身にも学びの場を。高齢者に社会貢献の場と安らぎの場を」——これが、中国の高齢化事業の展開目標である。

こういった事業展開目標の下で、養老保険体系の整備、高齢者への医療、保健サービスの整備と充実、コミュニティサービスの拡充、文化的教育機会の提供、社会参画へ機会の提供、さらには合法的権利の保障——などの諸政策が中央政府の主導で行われており、こうした努力が成果をあげつつあると白書では報告している。

養老保険制度を段階的に整備

白書では、養老保険体系の整備など高齢者の基本的生活保障の実現の重要性を強調する。都市部と地方都市での養老保険に

# 海外労働事情

ついては、企業に就労する労働者、個人事業主、日雇い労働者すべてを対象とした統一的な都市および地方における企業と労働者養老保険制度を段階的に整備している実態が報告されている。人口高齢化に対応する資金

備蓄の増強を行い、企業退職者・求職者たちへの基本養老金の確実な支給が行えるように措置することに努め、同時に基本養老保険基金に関して、確実に徴収できるように徴収強化を図っている。○五年末時点で、全国の基本養老保険基金の累計余剰金は四〇四一億人民元に上っており、総徴収額は四三一二億人民元に達しているということだ。これに対して各レベルへの財政補助も強化していることから、補助総額は六五一億人民元となっている。

## 農村部の社会保障強化も課題

一方、中国の高齢者の六〇％は農村部に住んでいるが、農村の社会保障強化も課題である。農村社会での養老保険制度の確立は現在模索段階といえるが、農村部の高齢者の基本的生活の広範な保障を強化しなければいけないと政府は考えている。その解決策のひとつとしては、土地を活用した養老保障を積極的に行うことが試行されている。

農民の土地請負経営権を広く保障するというものである。

これは、「中華人民共和国高齢者權益保障法」において、扶養者は被扶養者である高齢者の請け負う田圃を工作する義務を有し、高齢者の林木や家畜などの世話、管理を担い、その収益をすべて高齢者の所有に帰属させることで、高齢者の基本的生活を保障しなければならないと規定している。扶養内容とその基準を規範化するために「家庭内扶養協議書」を作成しなければならない。村民委員会や関連組織が、その協議書の履行状況を監督するというものである。現在、農村では、「家庭内扶養協議書」の作成が広く普及しており、二〇〇五年末には一三〇〇万部以上が作成されているということである。

## 貧困層の救済も急務

貧困高齢者救済制度の確立も急務の課題である。都市住民の最低限度の生活保障制度を制定し、一人当たり所得がその基準を下回る家庭に対して補助金を支給している。二〇〇五年末時点で貧困高齢者を含む二二三三万人の年貧困者が最低生活保障金を受給している。また、農村部においては、八六五万人の農民が農村特別貧困家庭に認定さ

れ定期的補助を受けているほか、九八五万人の最低限度の農村生活保障を受けている。

## 医療保障サービスの充実も

医療保障とサービスの充実も高齢者にとって切実な問題である。中国政府は、社会プール基金（公的医療費再分配基金）と個人医療費講座が緊密に関連する「都市および地方労働者の基本医療保障制度」を創設した。この中で、高齢者に多く見られる疾患、慢性疾患などに対する高額医療費を社会プール基金から支給し、退職者・求職者の個人負担率を減らすように措置している。また、農村部においても、二〇〇三年から、個人負担金と集団助成および政府資金援助を緊密に関連させた新型農村協力医療制度の特定地域における試験的実施を開始している。

また西部地区では、「高齢者再チャレンジ事業」を展開し、約六〇〇万人の老人性白内障患者に回復手術を施し、辺境の居住する四肢欠損貧困高齢者や聴力障害者に対して、無償で義肢や補聴器を支給している。

政府は、二〇〇五年「国民経済および社会発展第一〇次五カ年計画要綱で慈愛を持った介護計画の実施と高齢患者や高齢障害者に対する介護サービス施設

の整備の迅速化を計画の重点課題としている。

高齢者のための在宅ケアやコミュニティサービスの充実なども今から準備が進められているが、特に扶養者のいない高齢者（労働能力もなく、生活費のめどもなく、法定の扶養能力保持した保護者のいないような老人）に対し、高齢者アパート、養老院、高齢者介護院の設置が急務の課題として認識されている。

中国では、高齢者が生きるための権利が、「憲法」に始まり、「高齢者權益保障法」「民法通则」「相続法」「婚姻法」「刑法」「治安管理处罰法」など各種法律で規定されている。こういった法令を国民が理解し、遵守すること、高齢者に対して虐待、遺棄、傷害などが行われないうようにすることが今回の白書では強調されており、そのための各種サービス機関の設置が政府の課題として認識されている。（国際研究部・主任調査員 野村かずみ）

## フランス

### 保育サービスの多様化で、働く母親の「仕事と育児」の両立をサポート

二〇〇六年一月七日、政府

は五カ年の「乳幼児プラン」を発表した。三歳未満の乳幼児を預かる託児所の充実が最大のポイント。公立の託児所の定員増加、企業内託児所設置促進策により、乳幼児を抱える母親の「仕事と育児」の両立をサポートする。

## 公立託児所の増強を計画

今回のプランの中心となるのは、保育サービスの多様化。フランスの保育サービスは、これまで在宅保育サービスが主流であった。しかし、出産後少しも早い仕事への復帰を希望する女性の増加に伴い、在宅保育サービスは限界を迎えていた。そこで政府は、公立の託児所の定員増加を計画。二〇〇七年から二〇一二年までに、毎年一万二〇〇〇人ずつ増やし、最終的には三六万二〇〇〇人の受け入れを可能にする。

## 企業内託児施設の支援も

託児所が少ない農村地域などについては、「ミクロ託児所」を実験的に導入する。これは、集合住宅やビルの一室で、数人の保育士が三〜九人の乳幼児を預かるというもの。さらに、企業内託児所の設置を促進する。現在、企業内託児所の運営費用の七五％は、自治体による補助金と減税措置によって賄われている。今後、家族手当（金庫）による支援も導入することで企

業のコスト負担をさらに減らし、企業内託児所設置の促進を図る。

### 保育サービスの遅れが課題に

少子化からの脱却に苦勞する国が多いなか③、フランスは「フルタイムで働く女性も多く、出生率低下も克服した」非常に特殊なケースとされる④。二四、四九歳の女性の就労率は八二%と、ヨーロッパで最も高いにも関わらず、出生率もEU二五カ国のうちアイルランドに次いで二番目に高い。出生数は年間八〇万人以上にのぼる。この背景には、「出産、育児、養育を支援する」という明確な目的のもとに政府が積極的に整備してきた、家族に対する手厚い経済的支援⑤や休暇制度が存在するといわれるが、こうした家族給付の充実が図られる一方で、「保育サービス」の整備の遅れがかねてより指摘されてきた。

フランスでは、市町村の財政難が原因で託児所の受け入れ能力が頭打ちになり、その後も託児所の整備はなかなか進まなかった。しかし、経済的支援や休暇制度を充実させるだけでなく、育児そのものへのサポートを希望する母親たちの声を受け、政府はまず、家庭における託児支援策の強化に着手した。その代表的なものが「認定保育ママ(assistantes maternelle)」である。

### 経済負担大きい「保育ママ」

これは、一定の要件を備えた者を「保育ママ」として認定、登録する制度⑥。認定を受けた保育ママは、親と雇用契約を結び、その親の家かもしくは自分の家で子どもの世話をする。現在、認定保育ママとして登録している者はおよそ三十四万人。ちなみに、認定保育ママを利用する親は、保育ママの賃金だけでなく社会保険料も負担しなくてはならない。こうした費用は、「乳幼児迎え入れ手当」⑦から「六歳未満の子どもの保育費用」として補助されている。この認定保育ママが、現在の保育サービスの約七割を担っているといえる。しかし、手当があるとはいえ親の経済的負担は大きい。

### 出産休暇の柔軟化も提示

今回のプランでは、育児サービスの多様化の一環として、「出産休暇の柔軟化」も提案された。現在、女性は出産前に六週間、出産後に一〇週間の出産休暇を取得する権利がある。しかし政府は、出産後の若い母親が新生児とより多くの時間を過ごせるようにするために「計一六週の出産休暇のうち一三週を自由裁量に委ねる」という、規定の緩和を提案している。妊娠経過が順調で本人が希望する場合、医師の同意のもと、出産前の休暇の一部を出産後に振り替えられるようにするもの。今後、医療

専門家および労使代表との間で協議が予定されている。

経済的支援中心から、保育サービスの多様化にも着手したフランスの両立支援策。今後、このプランが実際にどのように実行されるのが、注目される。

### 【注】

- 1 フランスで三〜六歳の子どものほぼ一〇〇%が幼稚園(Ecole Maternelle)に通う(法律上就学が義務付けられる年齢は六歳)。なお、幼稚園は教育省の所管である。三歳未満の子どもを預かる施設には、公的・私的なものが併存している。公的サービスには、自治体が組織し資金を出している託児所(Garderie)があり、約一八・二万人が入所している。しかし、三歳未満の人口(約二二七万人)に対する割合は八・〇%にとどまる(二〇〇二年、EU統計局資料による)。仕事をもち親たちにとって、幼稚園に通う前の三歳未満の乳幼児の世話が、大きな悩みの種となっている。
- 2 フランスの家族給付は、家族手当公庫が管理運営している。家族手当公庫の財源は、企業からの拠出、一般社会税国庫からの拠出など幅広い。なお、フランスの家族給付及び家族政策の変遷等については、日本労働研究機構特別レポートVol.5「フランスの家族政策、両立支援策、及び出生率上昇の背景と要因」に詳しいので、参照されたい。
- 3 OECD加盟二四カ国(一人あたりGDP一万ドル以上)における女性労働力率と合計特殊出生率は、「労働力率の高い国ほど出生率が高い」という正の相関関係にある(二〇〇〇年)。しかし、一九七〇年には、出生率と女性労働力率とは負の相関関係にあり、八〇年代の半ばを境に関係が変化している。このことから、女性労働力率と出生率の関係は、どちらかが上がれば他方も上がるという固定的な関係にあるのではなく、両者に関係するような社会環境(施策・制度・価値観等)があり、この三〇年間にこれらが変化したものと推測される(男女共同参画会議の「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」報告書「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較」二〇〇五年九月)。
- 4 フランスの合計特殊出生率は、一九九〇年代後半には一・七にまで低下した。その後は反転し、二〇〇三年には一・八九まで回復している(日本は二〇〇三年に一・二九)。
- 5 フランスの家族給付には、いわゆる児童手当も含めて三〇種類もの手当があり、さらに、生活困窮者や低所得者を対象としたものではなく、一般世帯全体を対象としている

点に特徴がある。

6 一九七七年に「認定保育ママ」資格が法で定められ、七九年の通達で制度化された。

- 7 二〇〇四年に、従来の乳幼児手当、認可保育ママ雇用手当、養育手当、養子手当を再構成したものと導入された。三歳未満の乳幼児を保育する者に対する給付。具体的には、①第一子から基礎手当として、月収四一〇〇ユーロ(約六三万円)以下の家庭に、月一六五・二二ユーロ(約二・二万円)を三年間支給する、②出産時には、出産先行手当として、八二六・一〇ユーロ(約一一・一万円)を妊娠七カ月目から出産一カ月後の間に一括して支給する(所得制限あり)、③子ども一人の場合には六カ月まで、子ども二人以上の場合には三歳まで、父母のどちらかが職業活動を中断した場合、月三四七・四二ユーロ(約四・七万円)が三年間支給される(①と併給可能、④保育ママを雇った場合、託児所に預けた場合との差額分を補填する)等。
- (国際研究部 町田敦子)